

三重県広域受援計画（仮称）の検討状況について

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげるのが重要です。

このため、緊急輸送ルートや活動拠点、様々な受援活動等を定めた「三重県広域受援計画（仮称）」を本年度末に策定することとしており、現在、市町や関係機関とともに検討を進めています。

1 三重県広域受援計画（仮称）の概要

（1）構成

第1章 総則

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第4章 医療活動に関する計画

第5章 物資調達に関する計画

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

第7章 応援職員の受入れに関する計画

第8章 ボランティアの受入れに関する計画

※「第1章 総則」の中で、各分野の活動において想定される「市町の受援業務」を整理します。

（2）計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定します。

（3）計画の適用

- ①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要性が生じた場合

2 検討状況等

（1）緊急輸送ルートに関する計画

①要旨

被害が甚大な地域へ到達するためのルートの確保は、あらゆる災害応急対策活動の基礎であることから、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを事前に定めるとともに、道路の被

災状況の収集・共有や道路啓開方針の決定などの対応について定めます。

②活動期間

災害発生後おおむね1週間

(目的地別の緊急輸送ルート of 確保目標)

用途	目的地(拠点)	確保目標
災害対策拠点	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点	災害拠点病院、広域搬送拠点	おおむね1～2日以内
救助活動拠点	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点	海上輸送拠点、防災港湾	おおむね1～7日以内

※確保目標は、国の具体計画の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定

③活動内容

- ・航空偵察による被害の把握
- ・通行可否情報の収集と県災害対策本部内及び救助機関や応援職員等への提供
- ・道路啓開方針の決定
- ・道路啓開ルートに係る情報の県災害対策本部内及び救助機関や応援職員等への提供
- ・自衛隊、警察、国土交通省TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)など関係機関への緊急輸送ルートの確保に係る支援要請
- ・緊急交通路の指定及び交通規制の実施
- ・海上輸送拠点の選定に伴う調整・航路啓開
- ・港湾への緊急輸送ルートの確保

④検討状況及び今後の検討課題

緊急輸送ルートの目的地として最も多い、救助活動拠点や地域内輸送拠点(市町物資拠点)がおおむね決定したため、目的地までの緊急輸送ルートを設定します。なお、迂回の可能性をふまえ、代替ルートの設定も検討します。

(2) 救助・救急、消火活動に関する計画

①要旨

国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を派遣します。

人命救助のために重要な 72 時間を考慮し、一刻も早い広域応援部隊による救助・救急、消火活動のため、広域応援部隊が利用する救助活動拠点を定めるとともに、受援調整等の対応について定めます。

②活動期間

主に災害発生後 72 時間までの人命救助

災害発生後 2 週間までの生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水など）

③活動内容

- ・広域応援部隊への応援要請
- ・広域応援部隊の利用可能な救助活動拠点への誘導
- ・救助活動拠点の利用状況に関する関係機関及び市町との共有
- ・被害状況に応じて救助活動拠点の利用機関の変更が生じた場合の調整

④検討状況及び今後の検討課題

8 月末時点で、救助活動拠点として、運動公園など 190 の施設を選定しました。

現在、自衛隊、消防、警察の 3 機関が利用意向を示した施設のうち、複数の機関の利用意向が重複した施設について、現地で関係機関、施設管理者の立会いの下、レイアウトを調整中であり、残る未調整施設について整理します。

(3) 医療活動に関する計画

①要旨

多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、国は、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする医療チームの派遣と広域医療搬送を行います。

このため、医療活動の拠点として、災害拠点病院、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を定めるとともに、全国から派遣される保健医療チームの受入れと活動調整に係る対応や、広域医療搬送等への対応などについて定めます。

②活動期間

災害発生後 1 週間～ 1 ヶ月以上

主な保健医療チーム	活動期間
DMAT（災害派遣医療チーム）	災害発生後 1 週間程度まで
JMAT（日本医師会災害医療チーム）	災害発生後 1 ヶ月以上
DPAT（災害派遣精神医療チーム）	災害発生後 1 ヶ月以上
日本赤十字社救護班	災害発生後 1 ヶ月以上
災害支援ナース	災害発生後 1 週間後から 1 ヶ月以上
支援薬剤師活動	災害発生後 1 ヶ月以上

③活動内容

- ・災害医療本部（DMAT調整本部を含む）の設置
- ・EMIS（広域災害・救急医療情報システム）などによる医療機関の被害状況、医療活動状況に関する情報収集と共有
- ・保健医療チームの派遣要請・受入れ・活動調整に係る災害医療コーディネーター等との連携・調整
- ・重症患者の医療搬送（地域医療搬送・広域医療搬送）

④検討状況及び今後の検討課題

DMATをはじめとする様々な保健医療チームの受援調整について整理しています。

今後は、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や災害時小児周産期リエゾンなど、国等において近年、新たに検討が進められている保健医療チームについて情報収集を行い、派遣要請の流れや活動拠点などを整理します。

また、健康福祉部において検討中の次期三重県保健医療計画の「災害医療対策」で追加や見直される内容について情報共有を行い、整合性を図ります。

（４）物資調達に関する計画

①要旨

国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施します。

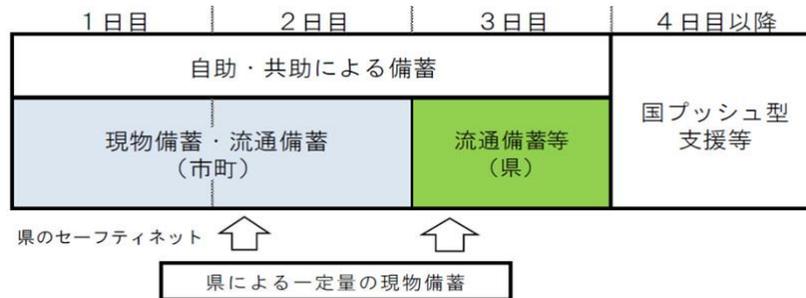
このため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）や国のプッシュ型支援物資の市町配分計画を定めるとともに、

民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動について定めます。

②活動期間

国のプッシュ型支援が行われる間（災害発生後3日目までを含む）

《参考》物資調達のお考え方



③活動内容

- ・ 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の被害情報の収集
- ・ 広域物資輸送拠点の開設
- ・ 広域物資輸送拠点の運営に必要な要員の確保
- ・ 広域物資輸送拠点の運営（物資保管のレイアウトの立案や、入荷・出荷の進行管理などについては、民間の物流専門家に対し協力を要請）
- ・ 地域内輸送拠点への支援物資の輸送
- ・ 輸送手段の確保に係る国土交通省中部運輸局や自衛隊への要請
- ・ 支援物資の到着時間など物資輸送に関する情報の市町や民間物流事業者との共有
- ・ 国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応（県のプッシュ型支援を含む）

④検討状況及び今後の検討課題

8月末時点で、県内1市町に少なくとも1カ所の地域内輸送拠点を決定しました。（ただし、物資拠点整備中の2市を除く）

今後は、広域物資輸送拠点の代替施設としての民間物資拠点の確保と広域物資輸送拠点への物流専門家の派遣に係る詳細について民間物流事業者と調整します。

また、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応について整理します。

(5) 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

【燃料供給】

①要旨

大規模災害の発生により多くの製油所等が被災する状況にあっても、国は、石油精製業者等の系列供給網を基本に、災害応急対策活動に必要な燃料や、災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院などの重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し優先的に供給します。

このため、国や三重県石油商業組合への燃料供給の要請手順などについて定めます。

②活動期間

災害発生後おおむね4週間

③活動内容

- ・災害対応型中核給油所の稼働状況及び燃料保有状況に関する情報収集と関係機関との情報共有
- ・三重県石油商業組合との連携による災害応急対策に従事する車両等への燃料供給
- ・給油施設での混乱防止のための県民への適切な情報提供
- ・重要施設からの燃料のニーズの把握・とりまとめ
- ・燃料供給対象の重要施設の優先順位の決定
- ・重要施設への燃料供給に係る国や三重県石油商業組合への要請
- ・災害応急対策に従事する航空機への燃料供給に係る国への要請

④検討状況及び今後の検討課題

燃料要請の手順等の活動内容について県石油商業組合、石油連盟等の関係機関と調整しています。

【電力・ガスの臨時供給】

①要旨

国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、必要な電力及びガスを、電源車・ガス供給車（移動式ガス発生設備）により重要施設へ臨時供給します。

このため、国や事業者への電力・ガス供給の要請手順などについて定めます。

②活動期間

(電力) 災害発生後おおむね6週間

(ガス) 災害発生後おおむね8週間

③活動内容

- ・重要施設に対する電力・ガスの臨時供給のニーズの把握・とりまとめ
- ・電力・ガス供給対象の重要施設の優先順位の決定
- ・国や事業者への電力・ガス供給の要請

④検討状況及び今後の検討課題

本年6月に国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が改定され、電力・ガスの臨時供給の項目が追加されたことから、今後、活動内容について電力事業者、ガス事業者等と調整していきます。

(6) 応援職員の受入れに関する計画

①要旨

大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を、県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、国や他県等からの広域的な応援が必要となります。

県及び市町は、応援職員を円滑に受入れる体制を整備するとともに、応援職員の業務内容を整理しておくことにより、大規模災害が発生した場合、効果的に応援職員を活用し、迅速かつ的確に被災者支援を実施します。

②活動期間

災害発生直後～（災害規模により期間変動）

③活動内容

- ・あらかじめ整理した応援職員の従事する業務をふまえ、庁内及び被災市町と調整
- ・国や他県等への速やかな応援要請
- ・応援職員の適正な配置調整
- ・一般事務職員、専門職種職員に係る受援調整会議の開催
- ・受援状況の進行管理
- ・応援職員の業務環境等の整備、応援職員への情報提供など応援職員の活動支援

④検討状況及び今後の検討課題

応援職員の受入調整を迅速かつ的確に行うため、県災害対策本部に「応援・受援班」を設置し、その活動内容について、国の「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」を参考に整理しています。

また、応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績などを参考に、県内市町、各部局の意見を聞きながら整理します。

(7) ボランティアの受入れに関する計画

①要旨

大規模災害発生時においては、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、多分野のボランティア・NPOが、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要があります。

このため、県・県社会福祉協議会・NPO等は、協働で「みえ災害ボランティア支援センター」の設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）と情報共有・連絡調整を行うための連携の場（以下「連携の場」という。）を構築し対応します。

②活動期間

災害発生後おおむね3日以内に「みえ災害ボランティア支援センター」を立ち上げ活動を開始（災害規模により期間変動）

③活動内容

- ・市町において設置する現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援要員の派遣
- ・県内外への情報発信や関係機関等との連携・調整など現地災害ボランティアセンターの後方支援
- ・専門性を持つボランティア・NPOと被災者とのマッチングなど災害ボランティア活動への支援
- ・「みえ災害ボランティア支援センター」と災害支援活動を行う団体との「連携の場」の設置・運営

④検討状況及び今後の検討課題

現在、県・県社会福祉協議会・NPO等は、「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル」の改訂について検討しています。

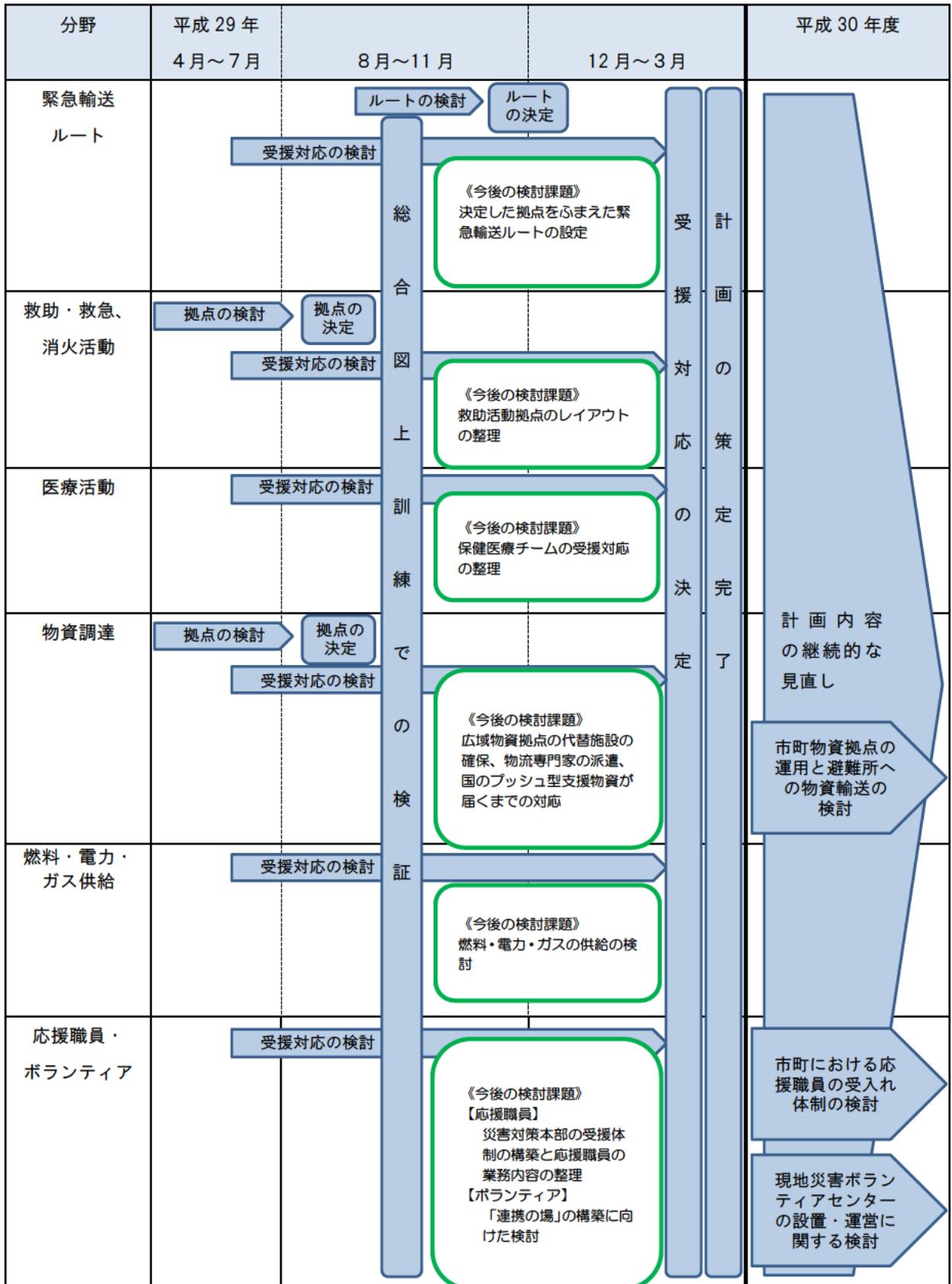
今後は、災害支援活動を行う団体の支援を専門とする全国レベルのNPO等と、「連携の場」の体制構築に向けて協議します。

また、県は、市町においても現地災害ボランティアセンターを中心とした「連携の場」を構築できるよう、今後、市町や市町社会福祉協議会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。

3 計画策定にかかるスケジュール

- 9月26日 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・計画の検討状況の情報共有
- 10月4日 常任委員会
 - ・計画の検討状況について説明
- 11月中旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・素案について意見交換
- 11月下旬 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・素案について情報共有
- 12月12日 常任委員会
 - ・素案について説明
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・最終案について意見交換
- 3月中旬 常任委員会
 - ・最終案について説明
- 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・最終案の決定

【分野別検討スケジュール】



※平成 30 年度は、策定した広域受援計画を基に、市町の受援体制の整備を促進・支援
 ※物資調達については、平成 29 年度下半期から、県内の複数市町をモデル地区に設定して、
 先行的に市町物資拠点から避難所への物資輸送についての検討を開始